



名前 _____

- **全体像では** 全体像(00)の「天皇」の箱を くわしく見る。内閣との間に 点線の矢印が 2 本。
- **ひとことで** 天皇 = 日本の国と、日本の国民がひとつにまとまっていることを表すしるし。校章を見ると「この学校だ」と分かるのと同じイメージ。政治のことは決めない。決めるのはほかの国の機関で、天皇は 国の代表として「これで決まりました」と みんなに伝える役。決める側「これをお願いします」→ 天皇「わかりました。みなさんに伝えます」のイメージ。
- **ちがいは?** 大日本帝国憲法の天皇は国を治める力を持っていた。いまは政治を決めない(→ 01)。

天皇は日本国と日本国民統合の(①) (シンボル)であり、(②) ・ (③) ・ (④) (内閣の命令)及び(⑤) の(⑥) 、国会の(⑦) 、衆議院の(⑧) 、(⑨) (勲章など)の授与、(⑩) を行うことなどの(⑪) を行う。これらは(⑫) の(⑬) (決めたことを、天皇にたのむこと)に基づいて行われる。

国の政治のあり方を決める最高の権力 = (⑭))。日本国憲法では、(⑭))は (⑮))にある(大日本帝国憲法では天皇にあった)。

【天皇の仕事 = (⑪))】 ほかの機関が決める → 天皇が伝える

	誰・何を	実際に決める		 天皇が伝える どうする
		どこが	どうする	
ちがいを ひとことで	決める相手・ 決めるもの	本当に決めるのは ほかの国の機関		天皇は、決まったことを 国の代表として伝えるだけ
人を 決める系	内閣総理大臣	(⑯))	(⑰))(ここで決まる)	(⑱))
	最高裁判所長官	(⑫))	(⑰))	(⑱))
知らせる系	法律	 国会	(⑲))	(⑥)) (国民に知らせる)
	(②)) (憲法を変える)	 国会  国民	(⑳)) (㉑))	(⑥))
	(④)) (内閣の命令)	 内閣	決める	(⑥))
	(⑤)) (外国との約束)	 内閣  国会	(㉒)) (㉓))	(⑥))
	総選挙	 内閣	衆議院の(⑧)) (㉔))(任期が終わる)でも	(㉕)) (選挙の日を知らせる)
国会を 開く・ 選び直す系	国会	 内閣	(㉖))国会・ (㉗))国会・ (㉘))国会の開催を決定	(⑦)) (議員を集める)
	衆議院	 内閣	(⑧))を決める	(⑧))
そのほか	勲章など	(⑫))	(⑬)) (天皇の仕事は ぜんぶ これに基づく)	(⑨))の授与
	あらたまった式			(⑩))を行う

(②))の(⑥))も(⑪)) → 各議院の(㉙))の(㉚))以上の賛成で
国会が(㉛))し、(㉜))で有効投票総数の(㉝))の賛成を得たあと、天皇が国民の
名で(⑥))する(→ 01)。



名前 _____

- 全体像では 全体像(00)の「天皇」の箱を くわしく見る。内閣との間に 点線の矢印が 2 本。
- ひとことで 天皇 = 日本の国と、日本の国民がひとつにまとまっていることを表すしるし。校章を見ると「この学校だ」と分かるのと同じイメージ。政治のことは決めない。決めるのはほかの国の機関で、天皇は 国の代表として「これで決まりました」と みんなに伝える役。決める側「これをお願いします」→ 天皇「わかりました。みなさんに伝えます」のイメージ。
- ちがいは? 大日本帝国憲法の天皇は国を治める力を持っていた。いまは政治を決めない(→ 01)。

天皇は日本国と日本国民統合の(① 象徴)(シンボル)であり、(② 憲法改正)・(③ 法律)・(④ 政令)(内閣の命令)及び(⑤ 条約)(⑥ 公布)、国会の(⑦ 召集)、衆議院の(⑧ 解散)、(⑨ 栄典)(勲章など)の授与、(⑩ 儀式)を行うことなどの(⑪ 国事行為)を行う。これらは(⑫ 内閣)の(⑬ 助言と承認)(決めたことを、天皇にたのむこと)に基づいて行われる。

国の政治のあり方を決める最高の権力 = (⑭ 主権)。日本国憲法では、(⑭ 主権)は(⑮ 国民)にある(大日本帝国憲法では天皇にあった)。

【天皇の仕事 = (⑪ 国事行為)】 ほかの機関が決める → 天皇が伝える

	誰・何を	実際に決める		 天皇が伝える どうする
		どこが	どうする	
ちがいを ひとことで	決める相手・ 決めるもの	本当に決めるのは ほかの国の機関		天皇は、決まったことを 国の代表として伝えるだけ
人を 決める系	内閣総理大臣	(⑯ 国会)	(⑰ 指名)(ここで決まる)	(⑱ 任命)
	最高裁判所長官	(⑫ 内閣)	(⑰ 指名)	(⑱ 任命)
知らせる系	法律	 国会	(⑲ 成立)	(⑥ 公布) (国民に知らせる)
	(② 憲法改正) (憲法を変える)	 国会  国民	(⑳ 発議) (㉑ 国民投票)	(⑥ 公布)
	(④ 政令) (内閣の命令)	 内閣	決める	(⑥ 公布)
	(⑤ 条約) (外国との約束)	 内閣  国会	(㉒ 締結) (㉓ 承認)	(⑥ 公布)
	総選挙	 内閣	衆議院の(⑧ 解散) (㉔ 任期満了)(任期が終わる)でも	(㉕ 公示) (選挙の日を知らせる)
国会を 開く・ 選び直す系	国会	 内閣	(㉖ 通常)国会・ (㉗ 臨時)国会・ (㉘ 特別)国会の開催を決定	(⑦ 召集) (議員を集める)
	衆議院	 内閣	(⑧ 解散)を決める	(⑧ 解散)
そのほか	勲章など	(⑫ 内閣)	(⑬ 助言と承認)	(⑨ 栄典)の授与
	あらたまった式		(天皇の仕事は ぜんぶ これに基づく)	(⑩ 儀式)を行う

(② 憲法改正)の(⑥ 公布)も(⑪ 国事行為)→ 各議院の(㉙ 総議員)の(㉚ 3分の2)以上の賛成で国会が(㉛ 発議)し、(㉑ 国民投票)で有効投票総数の(㉜ 過半数)の賛成を得たあと、天皇が国民の名で(⑥ 公布)する(→ 01)。